

令和2年4月30日

組合員 各位

NSD健康保険組合  
理 事 長 前川 秀志  


## NSD健康保険組合規約の一部変更について

令和2年3月5日付で当組合規約の一部を下記のように変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項により公告いたします。

### 記

#### 1. 変更理由

厚労省から新型コロナウイルス感染症発生時の健康保険組合の事業継続を踏まえた上で外出自粛要請や外出自粛要請に伴うテレワーク環境下で制約される業務の対応策として、組合会、理事会の書面審査を認める方針が示されたましたが、これに沿った形で、健保連から、組合会、理事会についての書面審査の規約(例)が提示されましたので、これに則り変更するものです。

#### 2. 変更内容

##### 1. 第17条第2項の次に同条第3項として次の二条を加える。

「第17条の3 組合会はテレビ会議システム及びWEB会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。」

##### 2. 第19条中 「傍聴を禁止する決議があったとき」の次に「又は会議システムにより組合会を開催したとき」を加える。

##### 3. 第21条第1項の次に同条第2項、同条第3項として次の二条を加える。

「第21条の2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第18条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面」による議決」という。)をすることができる。

(1)議員の疾病、負傷

(2)議員に係る災害又は交通途絶

(3)災害等の発生による外出自粛要請」

「第21条の3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。」

##### 4. 第22条第2項中「テレビ会議」を「会議システム」に改め、同条同項第1号中の「テレビ会議」を「会議システム」に改め、同条同項第2号中の「テレビ会議」を「会議システム」に改め、同条同項第4号中の「テレビ会議」を「会議システム」に改める。

- 同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の二条を加える。
- 「第22条の3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。」
- 同条第4項中最終行の次に「ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。」を加える。
5. 第29条の見出し書を「理事会の招集」から「理事会の招集の手続き」に改める。
- 同条第4項の次に同条第5項として次の二条を加える。
- 「第29条の5 理事会は会議システムにより開催することができる。」
6. 第31条第5項の次に同条第6項、同条第7項として次の二条を加える。
- 「第31条の6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請」
- 「第31条の7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。」
7. 第36条中「健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。
8. 附則
- この規約は、令和2年4月30日から施行する。

以上